

京都市職員服装規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第118号

京都市職員服装規則の一部を改正する規則

京都市職員服装規則の一部を次のように改正する。

目次中 「第3章 制服（第8条～第11条）」を「第3章 被服（第8条～第11条）」に、「第5章」を「第4章」に、「第16条～第22条」を「第12条～第18条」に改める。

第1条中「，制服」を削り、「定め」を「定めることにより」に改め、「もって」を削る。

第2条各号列記以外の部分中「次」の右に「の各号」を、「意義は，」の右に「それぞれ」を加え，同条第2号中「，制服」を削り，同条第4号及び第5号を削る。

第3章を削る。

第4章中第12条を第8条とし，第13条を第9条とする。

第14条第1項各号列記以外の部分中「次の」を「次に掲げる」に改め，同項第3号中「，冬用」を「又は冬用」に改め，同条第2項中「制服を着用することとなるときまたは」を削り，同条を第10条とする。

第15条を第11条とする。

第4章を第3章とする。

第5章中第16条を第12条とし，第17条から第22条までを4条ずつ繰り上げる。

第5章を第4章とする。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)